

4月26日(日)

日高町長選挙

日高町議会議員補欠選挙

任期満了(令和8年5月10日)に伴う日高町長選挙および日高町議会議員補欠選挙を次のとおり行います。町の未来を決める重要な選挙です。投票日には、みんなそろってきれいな一票を投じましょう。

● 場所

日高町役場1階ロビー

※ご来場前に、入場券裏面の宣誓書に必要事項をご記入いただくと、手続きがスムーズです

投票ができる人とできない人

町の選挙人名簿に登録されている方が投票できます。

登録の要件は次のとおりです。

● 平成20年4月27日以前に生まれた人

● 令和8年1月20日以前に日高町に転入し、引き続き3か月以上町内に住所を有している人

※4月26日までに町外に転出した場合は投票できません

問 町選挙管理委員会

☎63・2051

● 期日

4月22日(水)～4月25日(土)

● 時間

午前8時30分～午後8時



投票所	投票所	投票所	投票所
第1投票所	内原保育所	第8投票所	上志賀青年会場
第2投票所	池田公民館	第9投票所	柏コミュニティセンター
第3投票所	萩原公民館	第10投票所	小浦地区公民館
第4投票所	荊木公民館	第11投票所	比井崎集会所
第5投票所	日高町中央公民館	第12投票所	産湯集会所
第6投票所	日高町文化会館	第13投票所	比井崎漁協漁村センター
第7投票所	日高町立武道館	第14投票所	田杭集会所

剣道・柔道教室新入生募集!

日高町の剣道教室と柔道教室では、新入生を募集しています。練習日は、それぞれ以下のとおりです

開催日	曜日	時間	会場	対象
剣道教室	毎週 月・水・金	午後7時～8時45分	町立武道館 (志賀保育所横)	幼児から 中学生まで
柔道教室	毎週 火・木	午後6時～8時		
	毎週 土	午前9時～11時		



【申込先・お問い合わせ先】 教育委員会 生涯学習班 (TEL: 63・3812)

後期高齢者医療制度

にご加入のみなさまへ

●子ども・子育て支援金制度 が開始します

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業のみなさまから支援金を支援いただき、それによる子育て世帯に対する支援の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

- 児童手当の拡充
- 妊婦のための支援給付
- 育児時短就業給付
- 出生後休業支援給付
- 育児期間中の国民年金保険料免除
- ことども誰でも通園制度

なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

子育て支援は、子どもたちが健やかに成長していくためのものであり、その子どもたちは将来大人になりこの社会を支える担い手となるため子育て支援は全ての方にとってメリットがあります。

そのため、独身者や高齢者も含む全世代や企業のみなさまから支援していただくこととしております。

● 支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は所得に応じて異なりますが、和歌山県後期高齢者医療保険の被保険者の平均額は、令和8年度は年額で1,913円と試算しています。

いつから始まるの？

支援金は、後期高齢者医療保険においては令和8年度分から保険料とあわせて納付していただきます。保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

● 後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されます

和歌山県後期高齢者医療制度の令和8・9年度の保険料率等(表1)が決定しましたのでお知らせします。

保険料は、被保険者に等しく負担していただく均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。

所得の少ない方には、世帯の所得状況に応じた軽減制度が適用されます(表2)。令和8年度は、軽減割合の引き上げ(7割軽減)と対象範囲の拡大(5割・2割軽減)を行います。

なお、令和8年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

問 いきいき長寿課

和歌山県後期高齢者医療広域連合
☎073・428・6688

表1

		均等割額	所得割率	賦課限度額
令和8・9年度 (年間)	医療分	58,748円	10.36%	850,000円
	子ども分	1,385円	0.25%	21,000円
【参考】令和7年度		54,428円	11.04%	800,000円

※子ども分の保険料率は令和8年度の料率で、令和9年度の保険料率は令和8年度に算定します

表2

軽減割合	【参考】令和7年度	令和8年度
7割軽減※	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下
5割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+30.5万円×(被保険者数)以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+31万円×(被保険者数)以下
2割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+56万円×(被保険者数)以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+57万円×(被保険者数)以下

※令和8・9年度の医療分に限り、7.2割軽減となります

